

国立大学法人奈良教育大学監査室規則

平成19年11月1日
制 定

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号)第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学監査室(以下「監査室」という。)を置く。

2 監査室は、学長直轄の組織とする。

3 監査室は、国立大学法人奈良教育大学(以下「本学」という。)の業務の適法性及び合理性の観点から公正かつ客観的な立場で内部監査(監事監査を除く。以下同じ。)を行い、その内容を検討・評価し、不備な点があれば、それを改善するための助言、勧告する事項を国立大学法人奈良教育大学学長(以下「学長」という。)に報告すること、並びに監事監査及び外部監査(会計監査人による監査を含む。以下同じ。)に関する事務の処理を行うことを目的とする。

(業務等)

第2条 監査室は、第1条第3項の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一 監事監査の事務に関すること。

二 外部監査(会計監査人による監査を含む。)の事務に関すること。

三 内部監査(監事監査を除く。)に関する方針及び監査計画の策定並びにその実施に関すること。

四 内部監査の結果に基づく報告及び改善するための助言、勧告案の作成に関すること。

五 監事及び会計監査人との連絡調整並びに不正防止推進室との連携に関すること。

六 その他監査に関する事務に関すること。

(組織)

第3条 監査室は、室長及び室員で組織し、次の各号により指名された者が兼務することとする。

一 室長は、本学の教職員の中から学長が指名する者をもって充てる。

二 室員は、本学の事務職員の中から学長が指名する者若干名をもって充てる。

三 学長が、室員に学外者を必要と判断した場合、監査業務に関する学外有識者を室員として指名することができる。

2 室長は、監査室の業務を掌理する。

3 室員は、室長の命を受け監査室の業務を処理する。

(任期)

第4条 室長及び室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 室長及び室員が欠員となった場合に、補充された室長及び室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 平成19年度の会計業務にかかる会計監査人の監査及び内部監査に関しては、この規則の規定にかかわらず、従前の規則による規定を適用する。